

泉大津市青少年育成プログラム開発支援業務委託仕様書

1. 件名

泉大津市青少年育成プログラム開発支援業務委託

2. 事業の目的

本事業は、本市の小学校において、小学校の施設を活用し、子ども達が安全・安心な場所で活動できる機会を提供する放課後子ども教室に地域の大人が参画できる手法を企画し、継続的に実施できる仕組み作りを行うことを目的とする。また、実施2年目の小学校については、地域の方が自主実施・運営することを目的としてサポート業務を行う。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 実施場所

泉大津市立戎小学校、泉大津市立穴師小学校、泉大津市立浜小学校、泉大津市立条南小学校、泉大津市立楠小学校

但し、令和6年度～7年度にかけてはこのうちの3校、令和7年度～8年度にかけては2校で実施を開始することとする

5. 業務委託内容

実施1年目の小学校については、下記業務を行う

①放課後子ども教室の実施に向けた仕組みづくりの構築

- ・小学校に対する現状ヒアリングやニーズ調査
- ・全体スケジュール設計
- ・放課後子ども教室運営のための子ども対応研修
- ・放課後における地域人材を巻き込んだ体験プログラムの仕組みづくり及び実施。但し、プログラムは各校につき、2回以上実施すること。また、企画提案書には、実施予定期数を明記すること。

②持続可能な活動に向けての広報・認知拡大

- ・体験プログラムを実施する地域人材の情報交換・交流を目的とする会の実施。また、企画提案書には、実施予定期数を明記すること。

実施2年目の小学校については、放課後子ども教室を、地域の方が自主実施・運営を継続的に行うこととして、下記業務を行う

- ・放課後子ども教室実施校各校へのサポート（ヘルプ対応、課題ヒアリング、運営や活動に関するアドバイス・情報提供、体験プログラムの実施支援 等）
- ・情報交換・交流を目的とする会の実施（1回以上）。また、企画提案書には、実施予定期数を明記すること。
- ・放課後子ども教室実施校運営に共通する課題の整理や解決に向けた提案
- ・各実施校において、放課後子ども教室を継続的に実施するため、地域人材の発掘に尽力すること。
- ・実施各校において、年3回以上の放課後子ども教室を実施すること。

6. 特記事項

- (1) 本事業の対象者は、本事業の支援を望む小学校の全校児童とする。
- (2) 受託者は、市及び実施校と会議等を行った際は、議事録を作成し、会議資料と共に、隨時委託者に提出する。
- (3) 本事業で使用する資料や物品、備品については、受託者が負担する。
- (4) 実施先小学校の選定については、委託者と受託者が共同で行い、使用する会場の手配は受託者が行う。
- (5) 成果物に受託者が従前より保有している著作物が含まれる場合、当該著作物に関する著作権（著作権法第27条および28条に規定する権利を含む）は、受託者に留保されるものとする。
- (6) 受託者は、1年目の実施校が講師プログラムの実施を望んだ場合、講師選定を行い、プログラム講師業務を外部講師へ委託することができる。
- (7) 本プログラムで外部講師が使用する成果物に著作物が含まれる場合、当該著作物に係る著作権（著作権法第27条および28条に規定する権利を含む）は、当該外部講師に留保されるものとする。
- (8) 受託者は、受託者や、放課後子ども教室実施者が本プログラムにおいて撮影した写真や動画を、被写体（被写体が児童である場合にはその保護者）から得た許諾の範囲において使用することができる。
- (9) 受託者は、受託者や、放課後子ども教室実施者が参加者から得たアンケート結果を、参加者の個人情報が特定できない形において使用することができる。
- (10) 天災地変、疫病の流行、その他自然的または人為的事象による不測の事態の発生等、委託者及び受託者、双方の責に帰することができない事由により、委任業務の全部または一部の履行が遅延または不可能となったときは、本契約の違反とせず、その責を負わないものし、その後の必要な措置について協議し定めるものとする。

7. 業務実施に関する基本的な事項

- (1) 文部科学省及び厚生労働省が定める「新・放課後子ども総合プラン」（30文科生第

396号 子発0914第1号 平成30年9月14日)における「放課後子ども教室」の目的及び内容を十分理解し、児童の健全育成や安全確保を図るとともに、その保護者が安心して通わせることのできるよう配慮して運営を行い、また、サポートを行うこと。

- (2) 児童の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行い、また、サポートを行うこと。
- (3) 児童及び保護者の公平利用を確保し、公平・公正な運営を行い、また、サポートを行うこと。
- (4) 市、小学校、地域及び関係機関との連携を図り、適切に運営を行い、また、サポートを行うこと。
- (5) 保護者との連絡・連携を図り、適切に運営を行い、また、サポートを行うこと。
- (6) 児童虐待の早期発見に努め、適切に対応し、また、サポートを行うこと。
- (7) 守秘義務、個人情報の保護を遵守すること。

8. 苦情等の対応

業務の運営に関する苦情等を受けた場合は、必要に応じて誠意を持って適切な対応に努め、解決を図ること。また、その処理状況を速やかに市に報告すること。

9. 保険等の加入

業務、また講師プログラム時の講師に起因して財物又は放課後子ども教室実施者に損害を与える、損害賠償責任を負う場合の補償のため、賠償責任保険に加入すること。

受託者の業務に起因しない傷害、物損等については、放課後子ども教室、もしくは参加児童が加入する傷害保険並びに賠償責任保険にて対応をする。

10. 委託料の支払

委託料の支払は、年度ごとに令和6年度は3,830,000円、令和7年度は4,717,000円、令和8年度は2,642,000円を上限として、支払うものとする。なお、受託者は、適法な請求書をもって委託者に請求するものとし、委託者は受託者から請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

委託料の請求時には、明細を必ず添付し、委託者より求めがあった場合は、各支払い項目における領収書等の証明書の写しを提出すること。

11. その他

この仕様書に記述されていない事項については、委託者と協議の上、具体的な内容を決定するものとする。